

議案第 92 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成 28 年 2 月策定）の基本方針に沿って昨年 12 月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 使用料等の引上げ

下表のように使用料等を改定する。

中分類	施設名	改定率
市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館	1.5 倍
文化（ホール・市民会館等）	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎文化ホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鋳業若松ビル	1.2 倍
美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館	1.2 倍
スポーツ	体育館、野球場、庭球場、運動場、球技場、柔剣道場、弓道場、陸上競技場、室内プール、屋外プール	1.5 倍

※網掛け施設の「観覧料」は規則改正事項のため議案対象外

(2) 貸出時間の見直し

会議室などの利用時間の単位を 1 時間あたりに改定する。

(3) 定期券・回数券の導入や割引率の拡大

「回数券の割引率拡大」や「定期券の導入」を行う。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

4 経過措置

条例施行日の前日までに改正前の条例の規定により使用の許可がなされた使用料については、なお従前の例による。

条例施行日の前日までに販売された回数券・定期券は、施行日以降においても従前の例により利用できる。

5 その他

年長者施設利用証（65 歳以上に交付）による減免の見直し（10 割減免で無料となっている施設については 3 割負担とする）については、使用料改定の施行期日（平成 31 年 4 月 1 日）に合わせて行う予定。

【議案対象外：減免の見直しは条例改正を伴わないため】

使用料等の改定内容

(1) 地域コミュニティ施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

		改定内容
市民センター・サブセンター	改定率	地域コミュニティ施設の受益者負担割合は11.3%であるため、現在の料金水準を維持
【北九州市市民センター条例】	貸出単位等	全諸室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

(2) 市民活動拠点施設 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
生涯学習施設、婦人会館 (生涯学習総合C、各生涯学習C)	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
【北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	小倉南生涯学習センターの大ホール、市民ギャラリー以外は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

(3) 文化施設(ホール・市民会館等) 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
北九州芸術劇場、響ホール、 市民会館(門司・若松・戸畑)、 黒崎文化ホール、大手町練習場、 旧百三十銀行ギャラリー、 旧古河鉱業若松ビル	改定率	文化施設(ホール・市民会館等)の受益者負担割合は21.5%であるため、1.2倍に料金を改定
【北九州市芸術文化施設条例】 【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	ホール、展示室、楽器庫など以外の料金は、1時間単位に変更

(4) 美術館・博物館等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
美術館、文学館、松本清張記念館、 自然史・歴史博物館、 漫画ミュージアム、 長崎街道木屋瀬宿記念館	改定率	美術館・博物館等の受益者負担割合は20.7%であるため、1.2倍に料金を改定 美術館の普通観覧料は2倍
【北九州市芸術文化施設条例】 【北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	松本清張記念館の会議室と長崎街道木屋瀬宿記念館の和室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

(5) スポーツ施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
体育館 (総合体育館、新門司、門司、小倉北、三萩野、小倉南、曾根、城野、若松、八幡東、的場池、黒崎、城山、香月、折尾、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、トレーニング室は1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	体育館の専用利用及び諸室の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
野球場 (門司、市民、三萩野、若松、桃園、高炉台、大谷、的場池、城山、本城、都島) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)
庭球場 (新門司、門司、田野浦、三萩野、小倉南、文化記念、紫川、吉田、若松、桃園、城山、城山緑地、香月中央、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大(定期券は既に導入済)
	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更
運動場 (新門司、ひびきコスモス、桃園、本城、香月中央) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)
球技場 (新門司、スタジアム、若松) 【北九州市スポーツ施設条例】	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定
	貸出単位等	北九州スタジアムのフィールド及びスタンドの料金を、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
柔剣道場 (大里、小倉北、小倉南、若松、八幡東、八幡西、香月、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大(定期券は既に導入済)
	貸出単位等	専用利用の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
弓道場 (門司、勝山、小倉南、若松、桃園、的場池、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	改定なし(従来より料金は1時間単位)

改定する施設	改定内容	
陸上競技場 (本城、鞘ヶ谷) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	専用利用の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更
室内プール (新門司、若松、桃園、折尾、浅生) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を2割から3割(7・8月は1割から2割)に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更
屋外プール (松ヶ江、和布刈、大里、文化記念、朽網、紫川、小石、藤ノ元、桃園、大池、折尾、沖田、木屋瀬、上津役、岩ヶ鼻) 【北九州市スポーツ施設条例】 <small>【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】</small>	改定率	スポーツ施設の受益者負担割合は34.1%であるため1.5倍に料金を改定 回数券の割引率を1割から2割に拡大するとともに、1ヶ月定期券を新設
	貸出単位等	専用利用の料金は、2時間単位から1時間単位に変更 文化記念公園管理棟会議室等の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

市民文化スポーツ局の使用料等改定(案)について

■ 市民センター		現行使用料			改定案		備考
区分		9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間又はその端数ごとに		
多目的ホール	150平方メートル以上	700	1,100	1,800			270
	150平方メートル未満	550	700	1,100			180
和室調理室		350	600	900			140
その他の室		180	350	550			80

■ 生涯学習センター			現行使用料						改定案						備考
区分			9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 大ホールの規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (2) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額
	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
小倉南生涯学習センター	大ホール	A	3,600	4,300	5,700	6,900	7,200	8,600	5,400	6,450	8,550	10,350	10,800	12,900	
		B	5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900	8,100	9,600	12,900	15,450	16,200	19,350	
		C	7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200	10,800	12,900	17,250	20,700	21,600	25,800	
	区分	9時～18時		時間外(1時間又はその端数ごとに)				9時～18時		時間外(1時間又はその端数ごとに)					
	市民ギャラリー	1,200		200				1,800		300					
	区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに							
	視聴覚室、特別会議室	700		1,100		1,800		410							
	音楽室	550		700		1,100		270							
会議室、和室	350		600		900		210								
八幡西生涯学習総合センター	区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに							
	大会議室	700		1,100		1,800		410							
	多目的室	550		700		1,100		270							
	会議室、和室、立礼室	350		600		900		210							
門司生涯学習センター	区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに							
	講堂、第1・第2会議室	700		1,100		1,800		410							
	第3・第4・第5会議室、第3・第4和室	550		700		1,100		270							
	研修室、第1・第2和室、調理室、絵画室	350		600		900		210							
その他の生涯学習センター	区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに							
	講堂A、茶室、工芸室	700		1,100		1,800		410							
	講堂B	550		700		1,100		270							
	和室、調理室	350		600		900		210							
	その他の室	180		350		550		120							
婦人会館	区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに							
	和室、調理室	350		600		900		210							
	第1・第2会議室	180		350		550		120							

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.5倍)で改定予定

大ホールABCの区分:入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)の最高額による区分

■北九州芸術劇場		現行使用料						改定案						備考
区分		10時～12時		13時～17時		18時～22時		10時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで 1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 9時から10時まで 10時～12時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (3) 表中に記載 (4) 表中に記載
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
大ホール	A	19,000	22,800	45,600	54,700	57,000	68,400	22,800	27,360	54,720	65,640	68,400	82,080	
	B	28,500	34,200	68,400	82,100	85,500	102,600	34,200	41,040	82,080	98,520	102,600	123,120	
	C	38,000	45,600	91,200	109,400	114,000	136,800	45,600	54,720	109,440	131,280	136,800	164,160	
	ホワイエ	大ホール又は中劇場の使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、4時間又はその端数ごとに大ホール又は中劇場の使用料に3,000円を加算する。						大ホール又は中劇場の使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとに大ホール又は中劇場の使用料に900円を加算する。						
中劇場	A	10,200	12,300	24,500	29,400	30,600	36,700	12,240	14,760	29,400	35,280	36,720	44,040	
	B	15,300	18,300	36,700	44,100	45,900	55,100	18,360	21,960	44,040	52,920	55,080	66,120	
	C	20,400	24,500	49,000	58,800	61,200	73,400	24,480	29,400	58,800	70,560	73,440	88,080	
小劇場	A	3,400	4,100	8,200	9,800	10,200	12,200	4,080	4,920	9,840	11,760	12,240	14,640	
	B	5,100	6,100	12,200	14,700	15,300	18,400	6,120	7,320	14,640	17,640	18,360	22,080	
	C	6,800	8,100	16,300	19,600	20,400	24,500	8,160	9,720	19,560	23,520	24,480	29,400	
		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (3) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の3割に相当する額 (4) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の3割に相当する額						※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (3) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (4) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額						

※設備等の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.2倍）で改定予定

大ホール等ABCの区分：入場料等の最高額による区分

■響ホール		現行使用料						改定案						備考
区分		9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで 1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 表中に記載 (3) 表中に記載
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
大ホール	A	21,700	26,000	34,700	41,700	43,400	52,100	26,040	31,200	41,640	50,040	52,080	62,520	
	B	32,600	39,100	52,100	62,500	65,100	78,100	39,120	46,920	62,520	75,000	78,120	93,720	
	C	43,400	52,100	69,400	83,800	86,800	104,200	52,080	62,520	83,280	100,560	104,160	125,040	
	ホワイエ	ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、4時間又はその端数ごとにホールの使用料に3,000円を加算する。						ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとにホールの使用料に900円を加算する。						
		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の3割に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の3割に相当する額						※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額						
区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに						
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日			土・日・休日			
リハーサル室		2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000				1,040 1,250			
第1練習室		800	950	1,150	1,400	1,550	1,850				320 380			
第2練習室		700	850	1,050	1,250	1,400	1,700				290 350			
研修室		1,100	1,300	1,750	2,100	2,200	2,650				460 550			

※設備等の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.2倍）で改定予定

大ホールABCの区分：入場料等の最高額による区分

■市民会館		現行使用料						改定案						備考	
区分		9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで 1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 表中に記載 (3) 表中に記載	
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日		
黒崎文化ホール	大ホール	A	17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000	21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400	
		B	26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600	
		C	35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800	
	中ホール	A	6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800	7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960	
		B	9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560	
		C	13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	
門司市民会館	大ホール	A	7,800	9,400	12,500	15,000	15,600	18,700	9,360	11,280	15,000	18,000	18,720	22,440	
		B	11,700	14,000	18,700	22,500	23,400	28,100	14,040	16,800	22,440	27,000	28,080	33,720	
		C	15,600	18,700	25,000	30,000	31,200	37,400	18,720	22,440	30,000	36,000	37,440	44,880	
若松市民会館	大ホール	A	17,300	20,800	27,700	33,200	34,600	41,500	20,760	24,960	33,240	39,840	41,520	49,800	
		B	26,000	31,100	41,500	49,800	51,900	62,300	31,200	37,320	49,800	59,760	62,280	74,760	
		C	34,600	41,500	55,400	66,400	69,200	83,000	41,520	49,800	66,480	79,680	83,040	99,600	
	小ホール	A	4,900	5,900	7,800	9,400	9,800	11,800	5,880	7,080	9,360	11,280	11,760	14,160	
		B	7,400	8,800	11,800	14,100	14,700	17,600	8,880	10,560	14,160	16,920	17,640	21,120	
		C	9,800	11,800	15,700	18,800	19,600	23,500	11,760	14,160	18,840	22,560	23,520	28,200	
戸畑市民会館	大ホール	A	17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000	21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400	
		B	26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600	
		C	35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800	
	中ホール	A	6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800	7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960	
		B	9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560	
		C	13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	
ホワイエ		大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、4時間又はその端数ごとに大ホール又は中ホールの使用料に3,000円を加算する。						大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとに大ホール又は中ホールの使用料に900円を加算する。							
		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の3割に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の3割に相当する額						※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額							

大ホール等ABCの区分：入場料等の最高額による区分

区分		9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに		
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日・祝日	
黒崎文化 ホール	リハーサル室	3,200	3,800	4,800	5,750	6,500	7,700	1,330	1,590	
	大練習室	2,300	2,750	3,450	4,100	4,750	5,500	960	1,140	
	中練習室	900	1,100	1,350	1,600	1,800	2,150	370	440	
	小練習室1	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350	
	小練習室2・3	400	450	550	700	750	900	150	180	
	会議室1・2	400	450	600	700	750	950	160	190	
	会議室3・4	350	400	500	600	650	800	130	160	
	屋外イベントスペース	350	450	550	650	700	850	140	180	
若松市民 会館	第1練習室	1,800	2,100	2,650	3,250	3,550	4,250	730	880	
	第2・3練習室	550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300	
戸畑市民 会館	リハーサル室	2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000	1,040	1,250	
	第1練習室	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350	
	第2練習室	550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300	
大手町練 習場	大練習室	3,500	4,200	5,250	6,300	7,000	8,400	1,450	1,740	
	中練習室1	1,950	2,300	2,900	3,550	3,900	4,650	800	960	
	中練習室2	1,350	1,600	2,050	2,450	2,700	3,250	560	670	
	小練習室1・2・4～6	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350	
	小練習室3・7・8	550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300	
	会議室1	700	800	900	1,100	1,150	1,400	250	300	
	会議室2・3	400	500	600	700	800	950	160	190	
区分		10時～18時			時間外(1時間又はその端数ごとに)			10時～18時	時間外(1時間又はその端数ごとに)	
門司市民 会館	第1展示室	2,950			550			3,540	660	
	第2展示室	1,450			250			1,740	300	
若松市民 会館	美術展示室	A	1,800			300			2,160	360
		B	3,600			700			4,320	840
		C	5,400			1,000			6,480	1,200
旧百三十 銀行ギャ ラリー	美術展示室	A	3,000			600			3,600	720
		B	6,000			1,200			7,200	1,440
		C	9,000			1,800			10,800	2,160
区分		1月					1月			
黒崎文化 ホール	楽器庫1						4,200	5,040		
	楽器庫2						10,000	12,000		
戸畑市民 会館	楽器庫						9,000	10,800		
大手町練 習場	楽器庫1・2						11,000	13,200		
	楽器庫3～5						4,000	4,800		

※設備等の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.2倍）で改定予定

美術展示室ABCの区分：使用目的による（美術関係か、美術関係以外か、入場料等を徴収し収益を伴うものか）区分

■旧古河鉱業若松ビル	現行利用料金			改定案			備考
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～12時	12時～17時	17時～22時	
多目的ホールA、B	700	1,100	1,800	840	1,320	2,160	
区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間又はその端数ごとに			
会議室A、B、C	180	350	550	100			

※網掛け部分の「観覧料」は規則改正事項のため議案対象外

■ 美術館				現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分			一般	大学生・高校生	中学生・小学生	一般	大学生・高校生	中学生・小学生	
	個人(1人1回)			150	100	50	300	200	100	
	団体(20人以上、1人1回)			120	80	40	240	160	80	
特別観覧料	写真撮影	モノクローム	A	1点1回	150		廃止			
			B	1点1回	1,000					
		カラー	A	1点1回	300					
			B	1点1回	2,000					
	模写・模造・拓本			1点1日	2,000					
	熟覧			1点1日	200					
区分				9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
展示室				10,400	1,500		12,480	1,800		
				※ 展示室の使用に当たり、エントランスホール又は収蔵庫の一部を使用するときは、展示室使用料の額にそれぞれ1日につき4,200円を加算する。			※ 展示室の使用に当たり、エントランスホール又は収蔵庫の一部を使用するときは、展示室使用料の額にそれぞれ1日につき5,040円を加算する。			
区分				10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
分館展示室A				7,900	890		9,480	1,060		
区分				10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		10時～20時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
分館展示室B				5,600	620		6,720	740		
				※ 分館展示室A及び分館展示室Bの両室を使用する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 10時から20時まで 13,400円 (2) 前号に掲げる時間の区分以外の時間1時間又はその端数ごとに 1,500円			※ 分館展示室A及び分館展示室Bの両室を使用する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 10時から20時まで 16,080円 (2) 前号に掲げる時間の区分以外の時間1時間又はその端数ごとに 1,800円			
区分				9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		9時30分～17時30分	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
市民ギャラリー				7,800	1,100		9,360	1,320		
区分				9時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		9時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
黒崎市民ギャラリー				7,800	1,100		9,360	1,320		

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

※網掛け部分の「観覧料」は規則改正事項のため議案対象外

■ 文学館		現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	年間定期券による観覧は、特別の展覧会の観覧を除く。
	個人(1人1回)	200	100	50	240	120	60	
	団体(30人以上、1人1回)	160	80	40	190	90	40	
	年間定期券(1人1年)	400	200	100	480	240	120	

■ 松本清張記念館		現行使用料			改定案			備考
観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	
	個人	500	300	200	600	360	240	
	団体(30人以上)	400	240	160	480	280	190	
	3館共通入場券 (小倉城、小倉城庭園、 松本清張記念館)	300	190	130	300	190	130	
	区分	9時30分～12時	12時～17時	17時～21時	9時30分～12時	12時～17時	17時～21時	
企画展示室		1,300	1,950	2,600	1,560	2,340	3,120	
	区分	9時30分～12時	12時～17時	17時～21時	1時間又はその端数ごとに			
会議室		500	750	1,000			220	

※網掛け部分の「観覧料」は規則改正事項のため議案対象外

■ 自然史・歴史博物館		現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分	一般	高校生以上	中学生・小学生	一般	高校生以上	中学生・小学生	
	個人(1人1回)	500	300	200	600	360	240	
	団体(30人以上、1人1回)	400	240	160	480	280	190	
特別観覧料	写真撮影	モノクローム	A	1点1回	150	廃止		
			B	1点1回	1,000			
	カラー	A	1点1回	300				
		B	1点1回	2,000				
	模写・模造・拓本		1点1日	2,000				
熟覧		1点1日	200					

※網掛け部分の「観覧料」は規則改正事項のため議案対象外

■ 漫画ミュージアム		現行使用料			改定案			備考
普通観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	
	個人(1人1回)	400	200	100	480	240	120	
	団体(30人以上、1人1回)	320	160	80	380	190	90	
	年間定期券(1人1年)	2,000	1,500	1,000	2,400	1,800	1,200	
	区分	11時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		11時～19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		
	企画展示室 A	2,000	350		2,400	420		
	企画展示室 B	2,100	360		2,520	430		
	企画展示室 C	2,600	450		3,120	540		

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

■ 長崎街道木屋瀬宿記念館		現行使用料						改定案						備考
観覧料	区分	一般		高校生		中学生・小学生		一般		高校生		中学生・小学生		
	個人	200		100		50		240		120		60		※ ホールの規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 7時から9時まで又は22時から24時まで 1時間又はその端数ごとに18時～22時に係る規定使用料の額の5割に相当する額 (2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額 (3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額
	団体(30人以上)	160		80		40		190		90		40		
	区分	9時～17時30分						9時～17時30分						
	企画展示室	1,000						1,200						
	区分	9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～12時		13時～17時		18時～22時		
		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	
ホール	A	3,600	4,300	5,700	6,900	7,200	8,600	4,320	5,160	6,840	8,280	8,640	10,320	
	B	5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900	6,480	7,680	10,320	12,360	12,960	15,480	
	C	7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200	8,640	10,320	13,800	16,560	17,280	20,640	
	D	550		850		1,100		660		1,020		1,320		
	区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時		1時間又はその端数ごとに						
	和室	300		450		600		120						

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

ホールA B C Dの区分：入場料等の最高額による(D：舞台・棧敷席を使用しないとき)区分

■スポーツ施設

区分			現行使用料						改定案			備考			
共用	区分		一般		高校生		中学生・小学生		一般	高校生	中学生・小学生				
	1人1回(2時間以内)		260		130		80						390	190	120
	回数券(10枚つづり)		2,340		1,170		720						3,120	1,520	960
総合体育館	区分		9時～12時		13時～17時		18時～21時		9時～21時		1時間又はその端数ごとに		※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、1時間又はその端数ごとに当該各号に定める額とする。 (1) 9時前～9時～12時に係る規定使用料の額の1時間当たりの額 (2) 12時から13時まで～13時～17時に係る規定使用料の額の1時間当たりの額 (3) 17時から18時まで又は21時後～18時～21時に係る規定使用料の額の1時間当たりの額		
			平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日			
	専用	第1競技場	A	7,700	9,200	10,100	12,100	12,800	15,300	30,600	36,600	4,670		5,590	
			B	48,000	57,600	72,000	86,400	96,000	115,200	216,000	259,200	33,250		39,900	
		第2競技場		3,900	4,700	5,100	6,100	6,400	7,600	15,400	18,400	2,350		2,800	
	第3競技場		530	660	910	1,060	850	1,000	2,800	3,310	350	410			
	大会議室		2,100		2,700		2,700		7,500		1時間又はその端数ごとに			1,130	
	小会議室		1,000		1,300		1,300		3,600		1時間又はその端数ごとに			540	
	新門司 門司 小倉北 小倉南 曾根 若松 折尾ｽｽﾞｰｸﾞﾗ-ﾝﾀ- 浅生ｽｽﾞｰｸﾞﾗ-ﾝﾀ- 八幡東 的場池	区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間又はその端数ごとに					
				平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日		土・日・休日	
専用		体育行事		5,100	6,100	7,800	9,400	7,800	9,400	2,580	3,110				
		体育行事以外		7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100	3,880	4,670				
専用		体育行事		2,500	3,000	3,800	4,600	3,800	4,600	1,260	1,520				
		体育行事以外		3,800	4,600	5,700	6,900	5,700	6,900	1,900	2,300				
専用		体育行事		1,800	2,200	2,800	3,400	2,800	3,400	920	1,120				
		体育行事以外		2,700	3,400	4,200	5,100	4,200	5,100	1,380	1,700				
城野 黒崎 香月ｽｽﾞｰｸﾞﾗ-ﾝﾀ- 三萩野 城山		区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間又はその端数ごとに					
				平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日		
	専用	体育行事		2,500	3,000	3,800	4,600	3,800	4,600	1,260	1,520				
		体育行事以外		3,800	4,600	5,700	6,900	5,700	6,900	1,900	2,300				
	専用	体育行事		1,800	2,200	2,800	3,400	2,800	3,400	920	1,120				
		体育行事以外		2,700	3,400	4,200	5,100	4,200	5,100	1,380	1,700				
	門司 若松 折尾ｽｽﾞｰｸﾞﾗ-ﾝﾀ- 浅生ｽｽﾞｰｸﾞﾗ-ﾝﾀ- 的場池 文化記念公園	区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間又はその端数ごとに					
				平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日		
		門司	集会室	1,800	2,100	3,600	4,300	3,600	4,300	1,120	1,330				
		的場池	多目的ホール		520	650	1,110	1,300	1,110	1,300	340	400			
会議室等			第1会議室、視聴覚音楽室	1,080	1,290	1,620	1,930	2,160	2,580	600	720				
			第2会議室	810	960	1,210	1,450	1,620	1,930	450	540				
		第3会議室	540	640	810	960	1,080	1,290	300	360					
管理棟 会議室		区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間又はその端数ごとに					
				平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日		
		和室・調理室	使用面積200㎡以上	540	1,050	1,650				400					
	100㎡以上200㎡未満		360	700	1,100				270						
100㎡未満	180		350	550				130							
和室・調理室	350		600	900				230							

野球場	若松 大谷 城山 門司 北九州市民 桃園 本城 的場池 都島 高炉台 三萩野	区分	一般	高校生以下	一般	高校生以下					
		軟式 1回(1時間以内)	800	600	1,200	900					
		硬式 1回(1時間以内)	2,700	1,350	4,050	2,020					
	専用	<p>使用者が入場料、会費その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 営利又は収益を目的としない場合入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。</p> <p>(2) 営利又は収益を目的とする場合一般の者に係る規定使用料の額に3を乗じて得た額に、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が1人当たりの入場料等の最高額に200を乗じて得た額に満たないときは、当該200を乗じて得た額)を加えて得た額</p>			<p>使用者が入場料、会費その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 営利又は収益を目的としない場合入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。</p> <p>(2) 営利又は収益を目的とする場合一般の者に係る規定使用料の額に3を乗じて得た額に、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が1人当たりの入場料等の最高額に300を乗じて得た額に満たないときは、当該300を乗じて得た額)を加えて得た額</p>						
庭球場	【砂入人工芝等】 新門司 若松 浅生ｽﾎｰﾙ ﾝﾀｰ 三萩野 紫川河畔 文化記念 吉田太陽の 丘 桃園 香月中央 城山緑地	区分	一般	高校生	中学生・小学生	一般	高校生	中学生・小学生	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。		
		1人1回 (2時間以内)	330	160	100	490	240	150			
		回数券 (10枚つづり)	2,970	1,440	900	3,920	1,920	1,200			
		共用	定期券	1ヶ月	3,960	1,920	1,200	5,880		2,880	1,800
				6ヶ月	16,500	8,000	5,000	24,500		12,000	7,500
				12ヶ月	23,760	11,520	7,200	35,280		17,280	10,800
		専用	1面1回	2時間以内			1面1回(1時間以内)			1,680	1,260
庭球場	【クレー】 門司 小倉南 城山 田野浦 桃園	区分	一般	高校生	中学生・小学生	一般	高校生	中学生・小学生	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。		
		1人1回 (2時間以内)	200	100	60	300	150	90			
		回数券 (10枚つづり)	1,800	900	540	2,400	1,200	720			
		共用	定期券	1ヶ月	2,400	1,200	720	3,600		1,800	1,080
				6ヶ月	10,000	5,000	3,000	15,000		7,500	4,500
				12ヶ月	14,400	7,200	4,320	21,600		10,800	6,480
		専用	1面1回	2時間以内			1面1回(1時間以内)			1,000	750
運動場・球技場	新門司 若松 ひびきｺｽﾓｽ 桃園 香月中央 本城	区分	一般	高校生以下	一般	高校生以下					
		専用 1面1回 (1時間以内)	800	600	1,200	900					
トレーニング室	若松 折尾ｽﾎｰﾙ ﾝﾀｰ 総合体育館 浅生ｽﾎｰﾙ ﾝﾀｰ	区分	高校生以上			高校生以上					
		1人1回 (2時間以内)	300			450					
		回数券 (10枚つづり)	2,700			3,600					
		専用	定期券	1ヶ月	5,400						

柔剣道場	小倉南 若松 小倉北 八幡東 八幡西 香月ｽﾀｰ-ツェﾝﾀ- 浅生ｽﾀｰ-ツェﾝﾀ- 大里	区分		一般	高校生	中学生以下	1時間又はその端数ごとに	一般	高校生	中学生以下	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
		共用	1人1回 (2時間以内)		260	130		80	390	190		120
			回数券 (10枚つづり)		2,340	1,170		720	3,120	1,520		960
			定期券	1ヶ月	3,120	1,560		960	4,680	2,280		1,440
		3ヶ月		5,720	2,860	1,760		8,580	4,180	2,640		
		区分		9時～12時	12時～17時	17時～21時		1時間又はその端数ごとに				
		専用			1,750	3,100		3,100	990			
弓道場	門司 小倉南 若松 浅生ｽﾀｰ-ツェﾝﾀ- 勝山 桃園 的場池	区分		一般		高校生以下	一般	高校生以下		定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。		
		共用	1人1回 (2時間以内)		170		80	250	120			
			回数券 (10枚つづり)		1,530		720	2,000	960			
			定期券	1ヶ月				3,000	1,440			
		専用	浅生ｽﾀｰ-ツェﾝﾀ-		1時間又はその端数ごとに		800	1時間又はその端数ごとに			1,200	
その他			1時間又はその端数ごとに		400	1時間又はその端数ごとに		600				
陸上競技場	鞘ヶ谷 本城	区分		一般		高校生以下	一般	高等学校の生徒以下の者		入場料等を徴収する場合の使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。		
		共用	1人1回 (2時間以内)		100		30	150	40			
			回数券 (10枚つづり)		900		270	1,200	320			
			定期券	1ヶ月				1,800	480			
		区分		7時～12時	12時～17時	17時～21時	1時間又はその端数ごとに					
		専用			12,000	13,000	13,000	4,070				
								入場料等を徴収する場合の使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。				

室内 ブール	新門司 若松 折尾ｽﾀｰ-ﾌﾟﾚﾝﾀ- 浅生ｽﾀｰ-ﾌﾟﾚﾝﾀ- ﾀ- 桃園	区分		一般		中学生		小学生以下		1 定期券で使用 するときは、 1日1回限りとし、 2時間以内 を1回とする。 2 使用時間が2 時間を越えた場 合の使用料は、2 時間を越える1時 間又はその端数 ごとに規定使用 料の額の5割(回 数券又は定期券 で入場した者) については、個人 の規定使用料の 額の5割に相当 する額を加算す る。						
				7・8月	その他 の月	7・8月	その他 の月	7・8月	その他 の月		7・8月	その他 の月				
		共用	個人 1人1回 (2時間以内)		260	400	200	250	100		120	390	600			
			団体 (30人以上50人未満)		230	360	180	225	90		105	350	540			
			団体 (50人以上)		205	320	160	200	80		95	310	480			
回数券 (10枚つづり)			2,340	3,200	1,800	2,000	900	960	3,120	4,200						
定期券		1ヶ月									4,680	7,200	3,600	4,440	1,800	2,160
屋外 ブール	松ヶ江 朽網 小石 藤ノ元 沖田 和布刈塩水 大里 文化記念 紫川河畔 桃園 大池 折尾 上津役 木屋瀬 岩ヶ鼻	区分		7・8月		その他の月		1回 (1時間以内)	7・8月		その他の月		使用時間が2時間 を越えた場合の 使用料は、2時間 を越える1時間又 はその端数ごと に規定使用料の 額の5割(回数券 で入場した者) については、個人 の規定使用料の 額の5割に相当 する額を加算す る。			
				平日	土・日 休日	平日	土・日 休日		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日				
		専用	折尾ｽﾀｰ-ﾌﾟﾚﾝﾀ- 新門司、若松、浅 生ｽﾀｰ-ﾌﾟﾚﾝﾀ-		1回 (2時間以内)		1,800		2,200	2,900	3,600	1,350		1,650	2,170	2,700
			桃園				5,700		6,800	9,000	11,300	4,270		5,100	6,750	8,470
							11,300		13,500	18,000	22,500	8,470		10,120	13,500	16,870
区分		一般		中学生		小学生以下		一般		中学生		小学生以下		使用時間が2時間 を越えた場合の 使用料は、2時間 を越える1時間又 はその端数ごと に規定使用料の 額の5割(回数券 で入場した者) については、個人 の規定使用料の 額の5割に相当 する額を加算す る。		
		240		130		70		360		190		100				
共用	個人 1人1回 (2時間以内)		240		130		70		360		190		100			
	団体 (30人以上50人未満)		215		115		60		320		170		90			
	団体 (50人以上)		190		100		55		280		150		80			
	回数券 (10枚つづり)		2,160		1,170		630		2,880		1,520		800			
定期券		1ヶ月										4,320	2,280	1,200		
区分		平日		土・日・休日		1回 (1時間以内)		平日		土・日・休日		6,150		6,750		
専用	50m		1回 (2時間以内)		8,200		9,000		6,150		6,750		6,150		6,750	
	25m				5,200		6,800		3,900		5,100		3,900		5,100	
	飛び込み				5,200		6,800		3,900		5,100		3,900		5,100	
北九州 スタジアム	区分		6時～12時		12時～17時		17時～21時		1時間又はその端数ごとに		7,100		10,650		※ フィールド 及びスタンドの 規定時間区分以 外の部分の使用 料の額は、1時間 又はその端数ご とに17時～21時 に係る規定使用 料の額(前項の規 定の適用がある 場合にあっては、 同項の規定 により算定した 使用料の額の1 時間当たりの額 とする。	
	フィールド 及びスタン ド	A ｱ7ｱ17		22,400		24,300		24,300		7,100		10,650				
		B ｱ7B、ｽﾀｰ-ﾌﾟ以外		33,600		36,450		36,450		7,100		10,650				
			2 入場料等を徴収する場合のフィールド及びスタンドの使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) A 入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額) (2) B 規定使用料の額の30割に相当する額に、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額を加えて得た額													
会議室等		会議室1～7、 ｸﾞｰﾑｱｯﾌﾟｲﾘｱ1・2、特別 会議室1～9		1時間又はその端数ごとに		860～5,220		1時間又はその端数ごとに		1,290～7,830						

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.5倍)で改定予定

【参考】議案対象外

(高齢者減免の見直しは条例改正を伴わないため)

高齢者減免見直し対象施設（市民文化スポーツ局）

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている
下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

(単位：円)

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
美術館（常設展のみ）	観覧料	300	90	
自然史・歴史博物館（常設展のみ）	観覧料	600	180	
体育館	共用・2時間以内	390	110	回数券：93円/回
トレーニング室	共用・2時間以内	450	130	回数券：108円/回
庭球場（全天候舗装コート）	共用・2時間以内	490	140	回数券：117円/回
庭球場（クレーコート）	共用・2時間以内	300	90	回数券：72円/回
武道場・柔剣道場	共用・2時間以内	390	110	回数券：93円/回
弓道場	共用・2時間以内	250	70	回数券：60円/回
陸上競技場	共用・2時間以内	150	40	回数券：36円/回
室内プール	共用・7・8月・2時間以内	390	110	回数券：93円/回
	共用・その他の月・2時間以内	600	180	回数券：126円/回
屋外プール	共用・2時間以内	360	100	回数券：86円/回

※ スポーツ施設で使用可能な定期券についても、通常の3割（7割減免）で販売する。